

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
1月22日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 救急病院の認定 (医療政策課) 二
- 保安林指定の解除 (上関町) (森林整備課) 二
- 公告
建設業の営業の停止命令 (監理課) 三



山口県告示第二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年一月二十二日から同年二月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (N ^m /時) 力	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 間隔 の 使用 方法 の 概要
四六一二	三、六〇〇	令和三、 二、一五	令和三、 二、二八	令和三、 二、二八	連続 二四時間 変動なし

備考 「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の 汚染状態の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
四六二	一〇	二〇	〇・〇二
四六二	一〇	二〇	〇・〇五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No.	排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
No. 4	排 水 口	〃	〃	五三三、六八〇
No. 3	排 水 口	八・二	八・四	五三六、九一一
No. 2	排 水 口	〃	〃	二、四三〇
No. 1	排 水 口	七	九・六	四七三、五八三
				六五五、七一一

山口県告示第二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年一月二十二日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

阿知須共立病院 山口市阿知須四八四の一 令和六、一、三一

山口県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保

安林の指定を次のとおり解除する。

令和三年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字長島字先大バイ一〇四三六の三、一〇四三六の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
魚つき
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。）



(二) 建設業の営業の停止命令

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、建設業の営業の停止を命じました。

令和三年一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和二年十二月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 有限会社松谷園

主たる営業所の所在地 下関市綾羅木本町六丁目一五番九号

代表者の氏名 谷口 正博

許可番号 山口県知事許可（般一）第一五一八一号

三 処分の内容

令和二年十二月十八日から同月二十日までの間における営業の全部の停止

四 処分の原因となった事実

代表取締役が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）の規定に違反した罪により、令和二年五月二十七日に下関簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十八条第一項第三号に該当する。

令和三年一月二十二日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁